

FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)

■ 昭和100年、LFC20周年—感謝とともに考えるこれからの人生



(長野県・入笠山・山頂：令和7年8月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2026年は、「昭和100年」という大きな節目の年です。昭和・平成・令和と三つの時代を経て、私たちの暮らしや社会は想像以上のスピードで姿を変えてきました。世界に目を向ければ、グローバル化やデジタル技術の進展、気候変動など、地球規模の変化が私たち一人ひとりの日常生活に直接影響を及ぼす時代となっています。日本社会においても、人口減少や高齢化の進行に加え、雇用形態や家族のあり方の多様化など、社会構造そのものが大きな転換期を迎えています。

こうした時代の流れの中で、私たちFPオフィス Life & Financial Clinic(LFC)は、2026年に開業20周年を迎えることとなりました。ここまで歩んでこられたのは、ひとえに長年にわたりご相談をお寄せくださった皆さま、支えてくださった関係者の皆さまのおかげです。この場をお借りして、心より感謝申し上げます。

お一人おひとりとのご縁と対話の積み重ねが、LFCの

20年を形づくってきたと、あらためて感じております。

20年前と今を比べると、定年年齢は延び、平均寿命はさらに長くなり、「老後」と呼ばれる時間は、かつてよりもはるかに長い人生の一部となりました。働き方や年金制度、医療や介護の仕組みも大きく変わり、人生設計や家計管理、資産管理に求められる視点は、より複雑で、より長期的なものへと変化しています。

毎年の制度改正や税制変更への対応はもちろん重要ですが、それだけでは十分とは言えません。本当に大切なのは、その先にある10年、20年、さらには人生全体を見据えた視点です。どの時代においても、人生に一つの正解があるわけではありませんが、自分らしい選択を重ねていくための「考える軸」を持つことは可能です。

LFCはこれからも、生活者の目線を何より大切にしながら、税・社会保障制度の改正など実務面を丁寧に押さえつつ、長期的な人生設計・家計管理・資産管理を一体として支える存在であり続けたいと考えています。昭和100年、そしてLFC20周年という節目の年にあたり、変化の時代だからこそ、皆さま一人ひとりの人生により深く寄り添うサポートを、これからも着実に積み重ねていく所存です。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子



◆お届けする内容◆

・昭和100年、LFC20周年—感謝とともに考えるこれからの人生

・ゆとりある老後の生活費39.1万円は、贅沢な生活水準？

・暗号資産、最大55%の総合課税から株式同等の20%分離課税に

・2026年の制度改正・イベントカレンダー

・不動産の相続税評価が転換期へ、税制改正で見直される資産課税

・教育資金贈与の終了と未成年版NISA創設で変わる子どもへの支援

・2025年下半期のLFC活動報告

・LFC、お勧め相談メニューの紹介

■ ゆとりある老後の生活費39.1万円は、贅沢な生活水準？

生命保険文化センター「令和7年度生活保障に関する調査(速報版)」によると、夫婦の老後最低日常生活費は23.9万円、ゆとりある生活費が39.1万円でした。近年のインフレは、老後の生活設計において無視できない影響を及ぼしています。インフレ率で調整した実質の老後生活費を見ると、表面上の数値だけでは分かりにくい生活水準の変化が浮かび上がります。

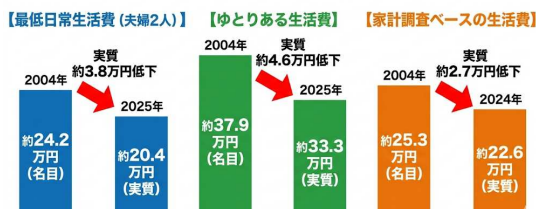
たとえば、最低日常生活費は、インフレ率調整後では2004年の24.2万円から2025年には20.4万円へと低下します。同様に、ゆとりある生活費も37.9万円から33.3万円へ、家計調査ベースの生活費も25.3万円から22.6万円へと実質的に下

がっています。これは、名目上の生活費が増えているように見えても、インフレに追いついていないことを示しています。

この傾向は、インフレ下での生活の厳しさを物語ります。名目の収入や預貯金額が変わらなくても、物価が上昇すれば実際に購入できるモノやサービスは減り、生活の実質的な余裕は縮小します。老後は年金収入が中心となり、インフレによる負担増に対応できる余力は限られます。「生活水準を下げれば対応できる」と考えがちで

すが、実際には限界があります。医療・介護、食料品、光熱費などは避けられない支出であり、単に支出を削るだけでは生活の質を維持できません。老後資金の計画では、インフレリスクを前提に実質的な生活費を意識することが不可欠です。物価上昇を見据えた資産形成やライフプランの定期的な見直し、安心できる老後生活につながります。

消費者物価指数(CPI)調整後で見る「生活水準の低下」





暗号資産、最大55%の総合課税から株式同等の20%分離課税に

■暗号資産(仮想通貨)を家計にどう組み込むか考える転換期

「暗号資産は気になるけれど、税金が難しそう」「値動きが激しくて怖い」——投資初心者の方から、こうした声をよく耳にします。そうした中で公表された2026年度税制改正大綱(政府与党)は、暗号資産を考える上で一つの大きな転換点と言えるでしょう。

税制改正大綱によると、これまで暗号資産取引の利益は、雑所得として最大55%(所得税・住民税)の総合課税でしたが、株式投資などと同様の申告分離課税(20%)へと整理されました。加えて、暗号資産同士や特定の暗号資産デリバティブ取引との損益通算、さらに損失の3年間繰越控除も可能になります。これは、暗号資産が「特別な投機対象」から、制度の中で扱われる金融商品へと位置づけが変わりつつあることを示しています。

●ビットコイン相場を動かした大きなイベント

暗号資産の代表格であるビットコインは、誕生以来、幾度となく大きな転換点を経験してきました(図参照)。グラフを見ると、ビットコインは激しい値動きを繰り返してきたことが一目で分かります。しかし重要なのは、単に「値上がりを繰り返してきた」という事実ではありません。相場の変動を通じて、取引ルールや税制といった制度、ブロックチェーンや取引基盤などの技術、そして個人中心から機関投資家へと広がった参加者が、段階的

に整ってきた点こそが本質です。価格の乱高下の裏側で、市場そのものが成熟してきたと捉えることができます。

●国のスタンスとデジタル経済の進展

税制改正の動きや規制整備の背景には、国として暗号資産を資産形成に資する金融商品の一つとして位置づけ、デジタルエコノミーの発展につなげようとする意図があります。これは「積極的に投資を勧める」という意味ではなく、使うならルールの中で、透明性を高めるといった姿勢の表れです。技術と法整備が同時に一段階進んだと捉えることができます。

●家計における暗号資産との向き合い方

では、投資初心者の家計にとって暗号資産はどう考えるべきでしょうか。大切なのは、「どれだけ儲かるか」よりも、家計の中でどう位置づけるかです。暗号資産は価格変動が大きいので、生活費や緊急資金とは必ず切り離し、資産全体の中のごく一部として扱うのが基本です。税制が整ったからといって無理に始める必要はなく、理解で

Bitcoin (BTC) 価格推移と歴史的イベント



きる範囲・失っても生活に影響しない金額から向き合うことが重要です。

2026年は、暗号資産が「投機の対象」から「制度の中で扱われる金融商品」へ移行する転換期です。「買う、買わない」を決めるのではなく、自分の家計にとってどんな距離感が適切かを考える時期。その視点を持つことが、これからの暗号資産との健全な付き合い方につながっていくでしょう。

2026年の制度改正・イベントカレンダー

■子育て・年金・家計への影響という視点から、変化をとらえる



2026年は、私たちの暮らしや家計に関わる制度が、静かに、しかし着実に変化する一年となります。個々の改正は小さく見えるものも多いですが、「子育て」「年金・働き方」「家計コスト」という切り口で整理すると、その影響がより立体的に見えてきます。

●子育て・家族をめぐる支援と負担の変化

子育て分野では、支援策の拡充と、社会全体での負担の分かち合いが同時に進みます。1月には子育て世帯向けの生命保険料控除が時限措置で実施され、家計への一定の配慮が示されます。一方、4月からは医療保険料に上乗せする形で「子ども・子育て支援金」が始まり、子育てを社会全体で支える仕組みが明確になります。また、10月には国民年金第1号被保険者を対象とした育児期間中の保険料免除が導入され、子育てによる就労中断が将来の年金に不利になりにくい制度設計へと一歩進みます。5月の離婚後の子の養育ルール改正も含め、2026年は「家族の私たちの多様化」を前提に制度が見直される年といえるでしょう。

●年金・働き方をめぐる制度の再調整

年金分野で注目されるのは、4月の在職老齢年

金の支給停止基準額の引き上げです。これは、高齢期においても「働くこと」を前提とした制度への転換を示すもので、年金と就労収入を両立しやすくする方向性が明確になります。また、1月には確定拠出年金(DC)の一時金と退職金の課税ルールが見直され、いわゆる「10年ルール」が導入されます。老後資金をどのタイミングで、どの形で受け取るかによって税負担が変わるため、老後の出口戦略をより意識した準備が求められるようになります。

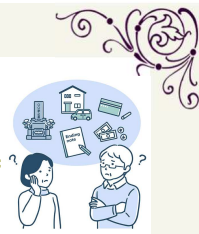
●家計コストにじわりと影響する改正

家計への即時的な影響が大きいのは、3月に予定されているJR東日本の料金改定です。通勤・通学など日常の移動コストに直結するため、固定費としての見直しを迫られる家庭も少なくないでしょう。4月の軽油暫定税率廃止は、物流コストの低下を通じて物価全体に波及する可能性があります。一方で、10月にはビール系飲料の酒税が統一され、日々の嗜好品支出にも変化が生じます。また、インボイス制度の経過措置変更は、個人事業主や小規模事業者だけでなく、物価上昇傾向が続く中、価格転嫁を通じて家計にも間接的な影響を与える点に注意が必要です。

2026年 改正カレンダー

月	内容
1月	・子育て世帯の生命保険料控除 ・確定拠出年金(DC)一時金と退職金の課税ルール変更(5年ルール→10年ルール)
2月	・ミラノ・コルティナ冬季五輪
3月	・JR東日本料金改定
4月	・軽油暫定税率廃止 ・在職老齢年金の支給停止基準額引き上げ ・子ども・子育て支援金(医療保険上乗せ拠出) ・自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入 ・不動産の住所・氏名変更登記の申請義務化が開始
5月	・父母の離婚後の子の養育に関するルール改正(5月までに)
10月	・国民年金第1号被保険者の育児期間保険料免除制度 ・消費税インボイス制度の経過措置変更 ・ビール系飲料の酒税統一
12月	・昭和満100周年(12月25日)





不動産の相続税評価が転換期へ、税制改正で見直される資産課税

■ 相続直前対策から老後と次世代を見据えた家計設計へ

近年の税制改正を振り返ると、富裕層の資産課税は大きな転換期に入っていることが分かります。その背景にあるのは、「税負担の公平性」を高めたいという政策の方向性です。これまで日本の相続税では、不動産は現金や金融資産に比べて評価額が低くなりやすく、資産の持ち方次第で税負担に大きな差が生じていました。この構造が、特定の人にとって有利な節税手法を生み出してきたのです。

●タワマン課税の見直し(2024年)

その象徴が、2024年に行われたタワマンマンション課税の見直しです。タワマンでは、高層階ほど市場価格が高いにもかかわらず、相続税評価額は低層階と大きな差がありませんでした。この仕組みを利用した節税が広がったことから、階数や立地などを考慮し、時価との乖離が大きい場合には評価額を補正するルールが導入されました。高額な住戸ほど、相続税評価が引き上げられる方向へと見直されています。

●不動産評価の見直し(2026年税制改正大綱)

さらに、2026年税制改正大綱では、貸付用不動産の評価方法について、より踏み込んだ見直しが示されました。相続の直前、具体的には5年以内に取得や新築をした賃貸用不動産については、従来の路線価等による低い評価を原則として認めず、取得価額を基準とした評価へと切り替えられます。実務上は、取得価額のおおむね80%で評価できるとされ、従来と比べると評

価水準は大きく引き上げられます。

また、不動産小口化商品についても、取得時期にかかわらず、原則として時価で評価する方向が示されました。「小口化すれば相続税評価が下がる」という考え方は、通用しにくくなっています。なお、REITや不動産投資信託については、もともと市場価格による時価評価であり、今回の改正の影響は受けません。

この一連の見直しは、タワマン課税と同様に、「形式」よりも「実態」を重視し、資産の持ち方による過度な税負担の差を是正し、富裕層向けの節税スキームを封じ込める、という明確な政策メッセージを持っています。

今回の改正により、「相続直前の不動産取得による節税」、「不動産小口化商品を使った評価の圧縮」といった、短期的で形式的な相続対策は、大きく効果を失うこととなります。

●これからの家計の相続対策の考え方は？

こうした税制の動きは、富裕層だけの問題ではありません。これからは、「相続の直前に何をするか」という短期的な対策ではなく、「どのような資産を、どのような考えで持ち続け、次世代へどう引き継ぐか」が問われる時代です。一般のご家庭にとっても、まず重要になるのは、老後の生活資金と、子どもへの支援・財産移転を切り分けて考える視点です。老後資産を確保しないまま相続対策を進めしまうと、生活の安心が損なわれかねません。一方で、必要以上に資産を抱え

込めば、相続時の税負担が重くなる可能性もあります。

そのため、①自宅は「生活の基盤」としてどう維持するのか、②投資用不動産は「収入源」なのか「将来の承継資産」なのか、③金融資産をどの程度流動性として確保するのか、といった整理が欠かせません。不動産と金融資産のバランスを見直し、老後に必要な資金と、将来移転できる資産を分けて考えることが重要です。

また、子どもへの支援や贈与についても、相続時に一括で渡す発想から、生前に計画的に移転するという考え方へシフトしていく必要があります。教育資金や住宅取得資金の支援など、ライフステージに合わせた贈与は、家族全体の資産効率を高める効果があります。

さらに、保険の活用も見逃せません。死亡保険金は、相続税の非課税枠があるだけでなく、現金として速やかに受け取れるため、納税資金や遺族の生活資金として有効です。老後資産の取り崩しと、相続時の資金需要をつなぐ調整弁として、保険を位置づける視点が求められます。

これからの家計管理では、「老後の安心」、「子どもへの適切な支援」、「相続時の負担軽減」を別々に考えるのではなく、一つの流れとして最適化することが重要になります。

税制の変化をきっかけに、家族全体のライフプランと資産のあり方を見直していくことが、これからの時代の賢い備えと言えるでしょう。

教育資金贈与の終了と未成年版NISA創設で変わる子どもへの支援



■ 制度が変わる今こそ子どもへのお金の向き合い方を再整理

令和8年度税制改正大綱では、子どもや若い世代への資金支援に関する制度が大きく整理されました。今回の改正は、「次世代支援をどのような形で行うのか」という政策の方向性を示すものといえます。とくに、教育資金贈与の終了と未成年版NISAの創設は、その象徴的な動きです。

まず、教育資金の一括贈与・非課税制度は、令和8年3月31日をもって終了することが決まりました。最大1,500万円まで非課税とされてきたこの制度は、利用が一部の層に偏りやすく、資産移転による格差の固定化につながるの指摘もありました。教育費無償化や負担軽減策が進む中で、政策としての役割を終えたと考えられます。

一方で新たに示されたのが、0歳から17歳までを対象とする未成年版NISAの創設です。この制度では、年間60万円、非課税保有限度額600万円の枠内で、長期的な資産形成が可能となります。原則として18歳まで払い出しは制限されますが、12歳以降は教育費や災害などの理由があれば例外的な払い出しも認められています。18歳

になると、成人向けNISAへ移行し、その後も非課税での運用を継続できる設計です。

未成年版NISAの導入趣旨は大きく四つに整理できます。①次世代の資産形成を長期的に支援し、将来の大学進学や成人後のライフイベントに備えること。②「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、個人の資金を経済成長につなげること。③教育資金の一括贈与を廃止する一方で、より多くの家庭が利用できる制度を拡充し、格差の固定化を防ぐこと。④若いうちから制度に触れることで、金融経済教育を充実させ、金融リテラシーを高める機会とすることです。未成年版NISAは、教育費対策に限定された制度ではなく、将来に向けた資産形成の土台づくりを支援する制度と位置づけるのが適切でしょう。

もっとも、実務の視点では注意も必要です。未成年版NISAには払い出し制限があるため、教育費という「使う時期が前後しやすい資金」を準備するうえでは、必ずしも万能ではありません。父母のNISA枠が未活用であれば、まずはこちらを

教育資金準備に使う方が柔軟性は高いと考えられます。たとえば、父母のNISA口座の中で「子ども用」と目的を定めた投資信託を選び、毎月一定額を積み立てることで、教育資金として区別しながら管理することができます。

結婚・子育て資金の一括贈与(令和9年3月31日期限)については、教育資金贈与と同様に、制度の趣旨や政策の流れを踏まえると、今後は見直しや廃止の方向に進む可能性が高いと考えられます。一方、住宅取得資金の贈与(令和8年12月31日期限)は、住宅価格の高騰や金利上昇で、現役世代の負担は増しているため生活基盤支援の観点で延長されるものと期待しています。

制度新設や終了に目が向きがちですが、税制改正が示しているのは、子どもへの支援の考え方が変わりつつあるという点です。制度が変わっても慌てることなく、教育や住宅といった大きな支出について、使う目的と時期を整理し、家族に合った無理のない準備を進めることが、これからの子ども支援ではより重要になっていくでしょう。





Web会議システムを利用したインターネットでの相談、好評受付中



●マネープランクリニック(9月)
AllAboutマネー



●「ペット共生セミナー」(10月)
ABCハウジング 中百舌鳥住宅公園



●山梨県・瑞牆山(9月)

企業実務



●年金制度改正法のあらまし
と実務への影響(11月)



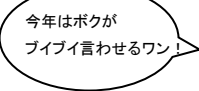
●不動産実務検定1級
(平野直子・9月)



●昭和記念公園・しっぽフェスタ(12月)



●長野県・蓼科(10月)



2025年下半期のLFCの活動報告

2025年下半期は、物価高や金利動向への関心が続く中、暮らしとお金の関係をあらためて見直す動きが広がった半年でした。先行きが見えにくい時代だからこそ、「自分たちに合った選択」を考えるご相談が多く寄せられたように感じます。

●ビジネス

相談の傾向としては、昨今の住宅価格の高騰を背景に、住宅購入と無理のない資金計画に関するご相談が引き続き多く見られました。また、退職を機に、これまでの資産をどのように管理し、今後の暮らしにどう活かしていくかといった、資産管理とライフプラン設計を一体で考えるご相談も増えています。人生の節目に、数字と気持ちの両面を整理したいというニーズを強く感じた半年でした。

平野泰嗣は、生成AIを業務に活かすための学びを続けています。今回のニュースレターに掲載している図版は、画像生成AIを活用して作成しています。デザインや体裁にかかる時間を大きく省くことができ、その分、お客様との対話や検討に時間を使えるようになったことを実感しています。

平野直子は、「ペット共生」をテーマに、初めて大阪で関連セミナーの講師を担当しました。また、コモンカーネのサイトでのコラムをきっかけに、国内で初めてペット同伴で入院できる病院の取材もさせていただきました。ペットを家族として大切にする暮らし方が、少しずつ社会に広がっていることを肌で感じる機会となりました。

●プライベート

上半期の九州旅行の余韻もあり、下半期は旅行を少し控えめにし、自宅でレゴの思い出を振り返る時間を多く過ごしました。ベルも以前より少し甘えん坊になったように感じます。

また、山梨・長野方面に出かける機会が多く、熊の出没が身近な話題となりました。行く先のクマ出沒情報の確認が習慣となり、熊鈴や撃退スプレーは、今や欠かせない持ち物です。来年は、これまで行く機会の少なかった日本海側をゆっくり旅してみたいと考えています。一年の余韻を胸に、新しい年も、暮らしと人生を見つめる時間を一緒にできれば幸いです。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイチビル4F オフィス平野
●電話：03-6820-2213
●メール：info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Webサイトもご覧ください
<https://www.mylifeplan.net>

●顧問FP(55,000円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス(165,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



あなたらしい幸せな人生をペットとともに

— ペット共生コンサルタント —

- ・ペットと暮らす人生設計支援
- ・ペット共生の住まい相談
- ・ペットと楽しむ体験・旅情報発信
- ・企業向け企画・不動産開発支援
- ・ペット共生賃貸住宅



↑ <https://www.con-un-cane.jp>

